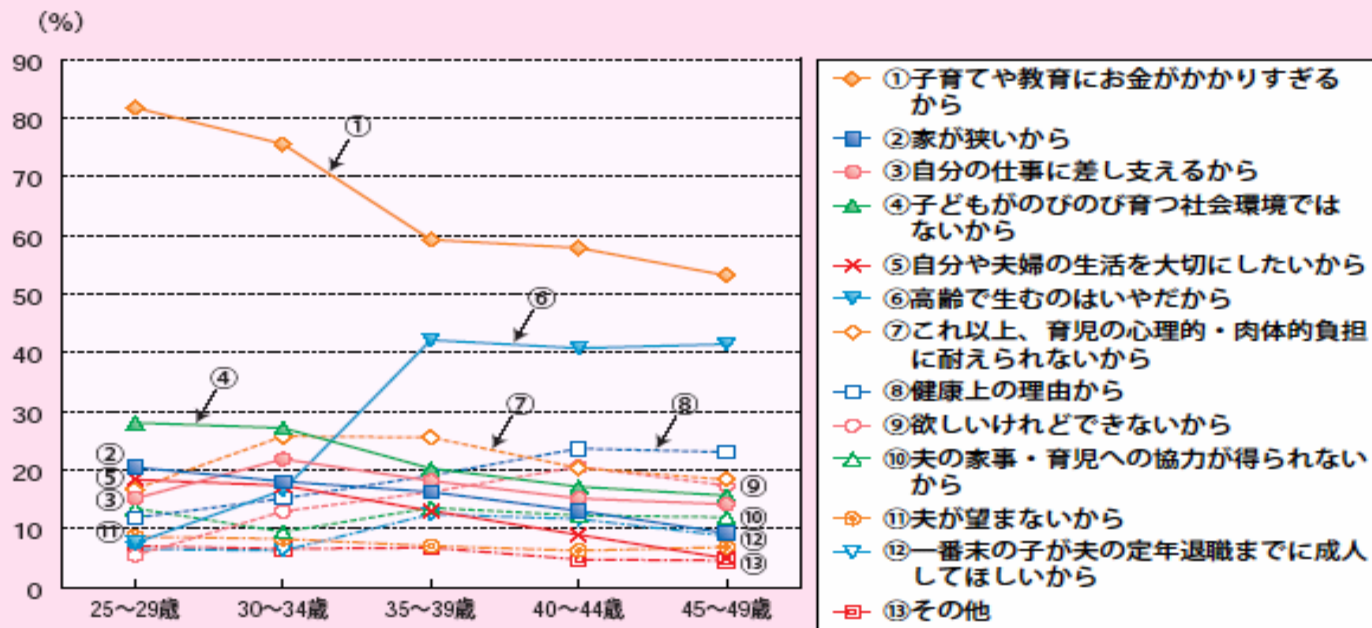


理想の子ども数を持たない理由

○「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が約6割と圧倒的に高く、若年層ほど割合も高い。

第1-2-24表 理想の子ども数を持たない理由

	子育てや教育にお金がかかりすぎるから	家が狭いから	自分の仕事に差し支えるから	子どもがのびのび育つ社会環境ではないから	自分や夫婦の生活を大切にしたいから	高齢で生むのはいやだから	これ以上、育児の心理的・肉体的負担に耐えられないから	健康上の理由から	欲しいけれどできないから	夫の家事・育児への協力が得られないから	夫が望まないから	一番末の子が夫の定年退職までに成人してほしいから	その他
総数	62.9	14.6	17.1	20.4	11.5	33.2	21.8	19.7	15.7	12.1	7.2	9.6	5.6

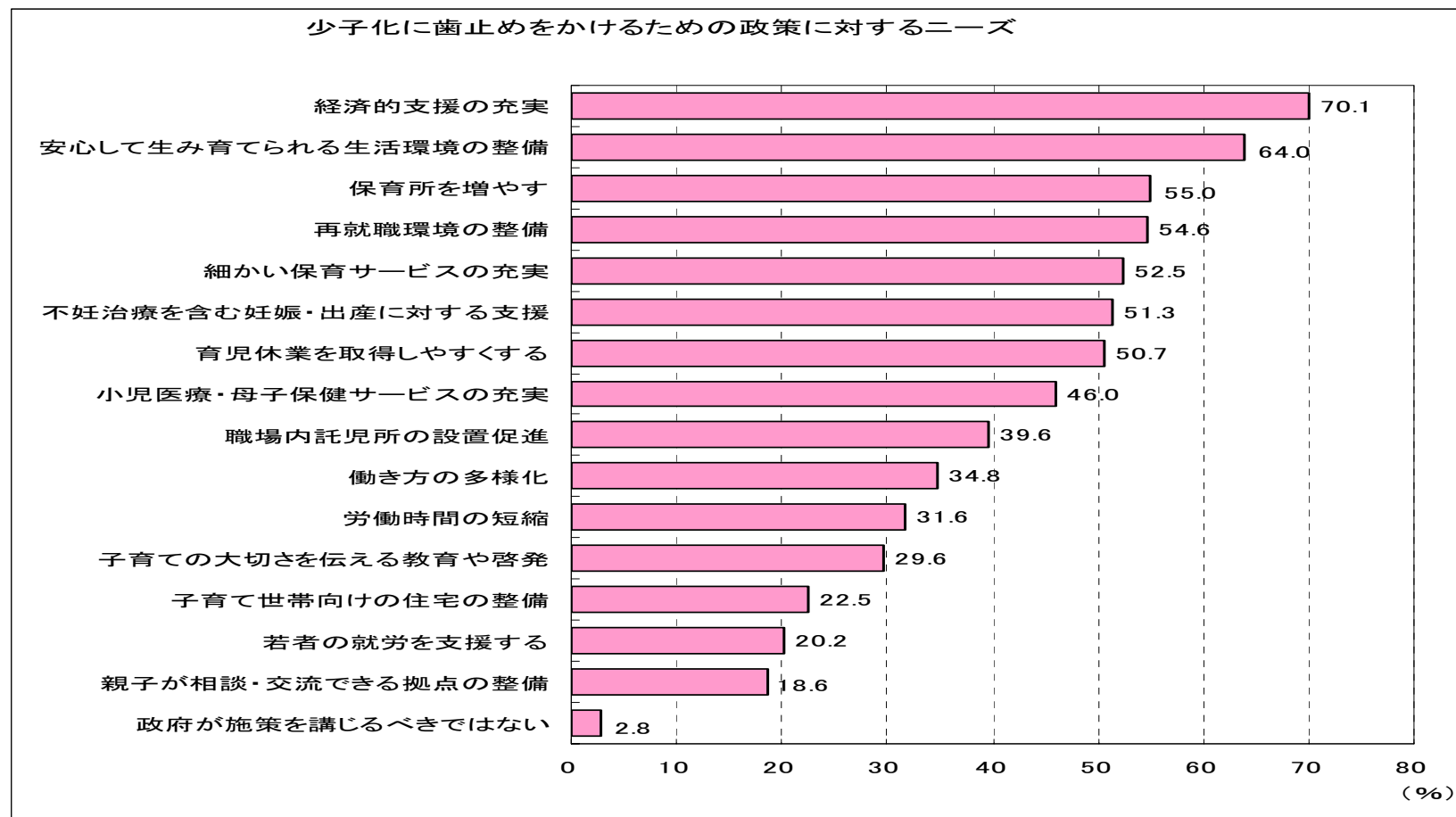


資料：国立社会保障・人口問題研究所「第12回出生動向基本調査」(2002(平成14)年)
注：予定子ども数が理想子ども数を下回る夫婦を対象。総数には25歳未満を含む。理由不詳を除く。

資料：平成16年版少子化社会白書

小泉内閣メールマガジンのアンケート結果

- 「少子化」をテーマとした政策アンケートを行ったところ、回答総数は23,007件に上り、16,447件もの自由意見が寄せられた。
- 「少子化に歯止めをかけるための政策」では、「経済的支援の充実」が最も高く、以下、「生活環境の整備」、「保育所の充実」、「再就職支援」などの多様なニーズが浮き彫りになった。

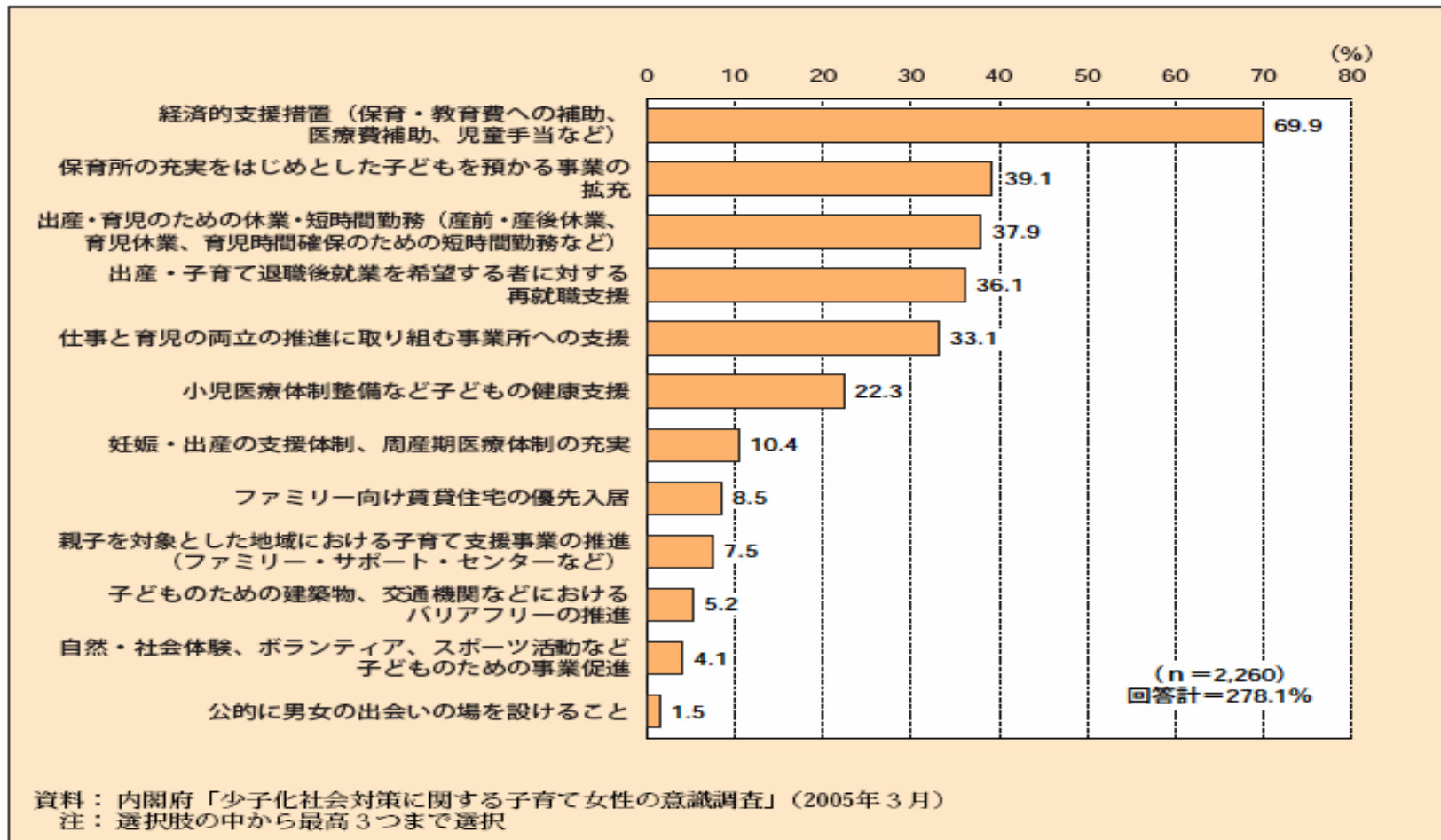


子育て女性の意識調査結果

※平成17年2月17日から3月6日まで全国の子どものいる20歳から49歳の女性を対象に調査し、2,260人から有効回答を得た。

○「経済的支援の充実」、「保育所の充実」、「出産・育児のための休業・短時間勤務」、「再就職支援」の順になっているが、圧倒的に経済的支援を求めるニーズが高い。

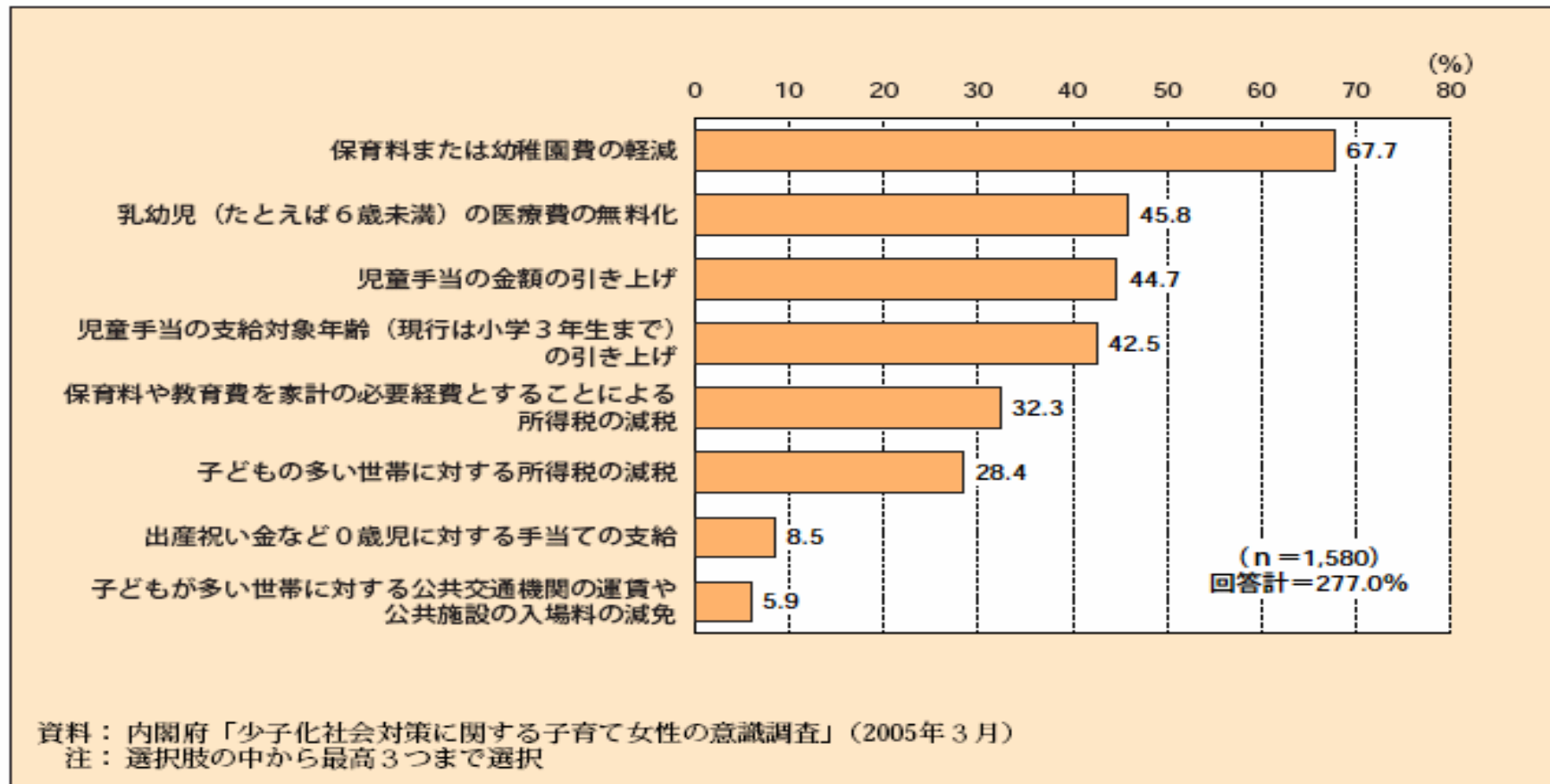
第1-5-5図 少子化対策として重要なもの



経済的支援として望ましい施策

○「保育料または幼稚園費の軽減」、「乳幼児の医療費の無料化」、「児童手当の金額の引き上げ」、「児童手当の支給対象年齢の引き上げ」、「所得税の減税」の順になっている。

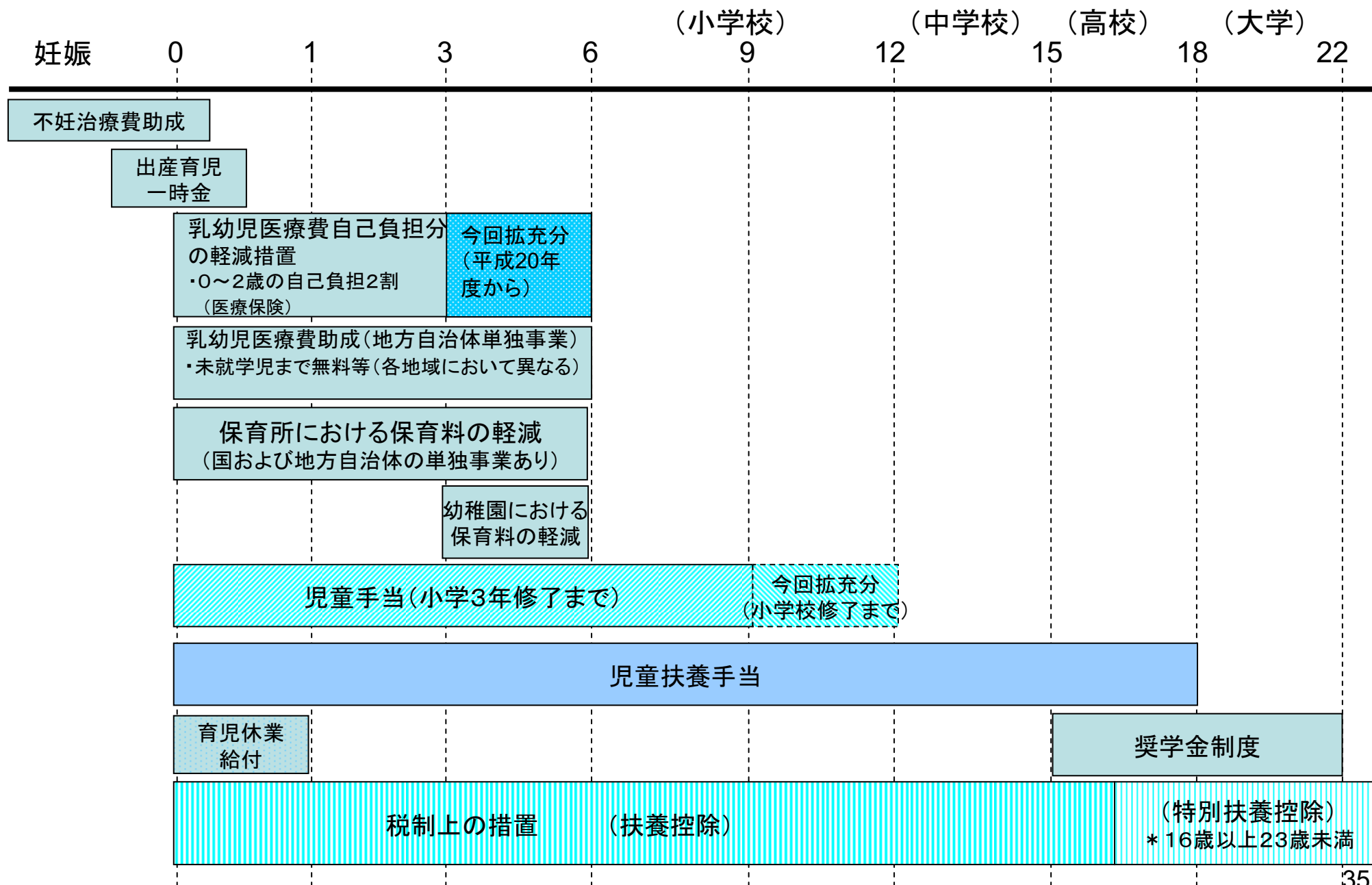
第1-5-6図 経済的支援措置として望ましいもの



資料：平成17年版少子化社会白書

4. 現状の支援策

子どもの年齢からみた経済的支援策



経済的支援策の現状

施策	現行の制度	根拠法	財源	財政規模	対象者数
不妊治療費助成	体外受精・顕微授精費 1年度あたり上限10万円通算2年支給(平成18年度より通算5年間へ支給期間を拡大)	予算措置 (補助要綱)	一般会計	平成16年度25億円 (平成17年度から交付金化)	不妊患者推計数 約28万5千人
出産育児一時金	1人につき30万円(平成18年度10月から35万円)	医療保険制度	各保険組合の 保険料	平成17年度推計 3,210億円(35万円で計算すると 3,745億円)	平成17年度推計 107万人
乳幼児医療費 助成	未就学まで無料など各自治体の独自事業	各自治体の条例	一般財源 (地方交付税)	平成16年度 約630億円(都道府県) 総額約1,260億円以上	平成16年度 440万人 (33都道府県分)
	0~2歳の医療費自己負担2割(平成20年度より未就学児までに拡充)	医療保険制度	保険料	平成15年度推計 約600億円(医療保険)(未就学 までの場合、約1,218億円)	平成16年度推計 0~2歳340万人 0~5歳690万人
保育所における 保育料の軽減	二人以上の入所児童がいる世帯の保育料減免など 各自治体の独自事業	各自治体の条例	一般財源	(不明)	平成17年度 保育所利用児童数 約199万人
幼稚園における 保育料の軽減	保護者の所得状況に応じた経済的負担の軽減。 第2子以降についてはさらに優遇措置を設定。	予算措置 (補助要綱)	一般財源	平成17年度 国庫負担額181億円	在園児数 174万人
児童手当 *括弧内は 18年4月より	小学校3年生まで(小学校修了まで) 第1・2子月額5千円 第3子以降月額1万円 所得制限 年収780万円(860万円)	児童手当法	特別会計 (一部)事業主 拠出金	平成17年度 国庫負担額3,280億円 (2,420億円) 給付総額6,420億円 (8580億円)	平成17年度940万人 (18年度約1,310万人)
児童扶養手当	母子家庭等 第1子月額41,880円 第2子月額5,000円 第3子以降月額3,000円	児童扶養手当法	一般会計	平成17年度 国庫負担額3,252億円 給付総額4,402億円	平成17年度受給者数 91万人
育児休業給付	給与の30%保障及び休業終了時に休業中の給与 10%給付	育児・介護休業法	特別会計 (雇用保険)	約828億円(16年度暫定値)	約11万人(16年度暫定値)
奨学金	経済的理由により修学に困難がある優れた学生 等に対する学資の貸与	独立行政法人 日本学生支援機 構法	一般会計 返還 財政融資資金 等	平成18年度事業費 7,999億円	平成18年度 109.2万人
扶養控除	一人につき38万円 16歳以上23歳未満63万円	所得税法	—————	現行制度を前提に推計 1.9兆円	15歳以下人口 約1,900万人 16歳以上23歳未満 約1,000万人

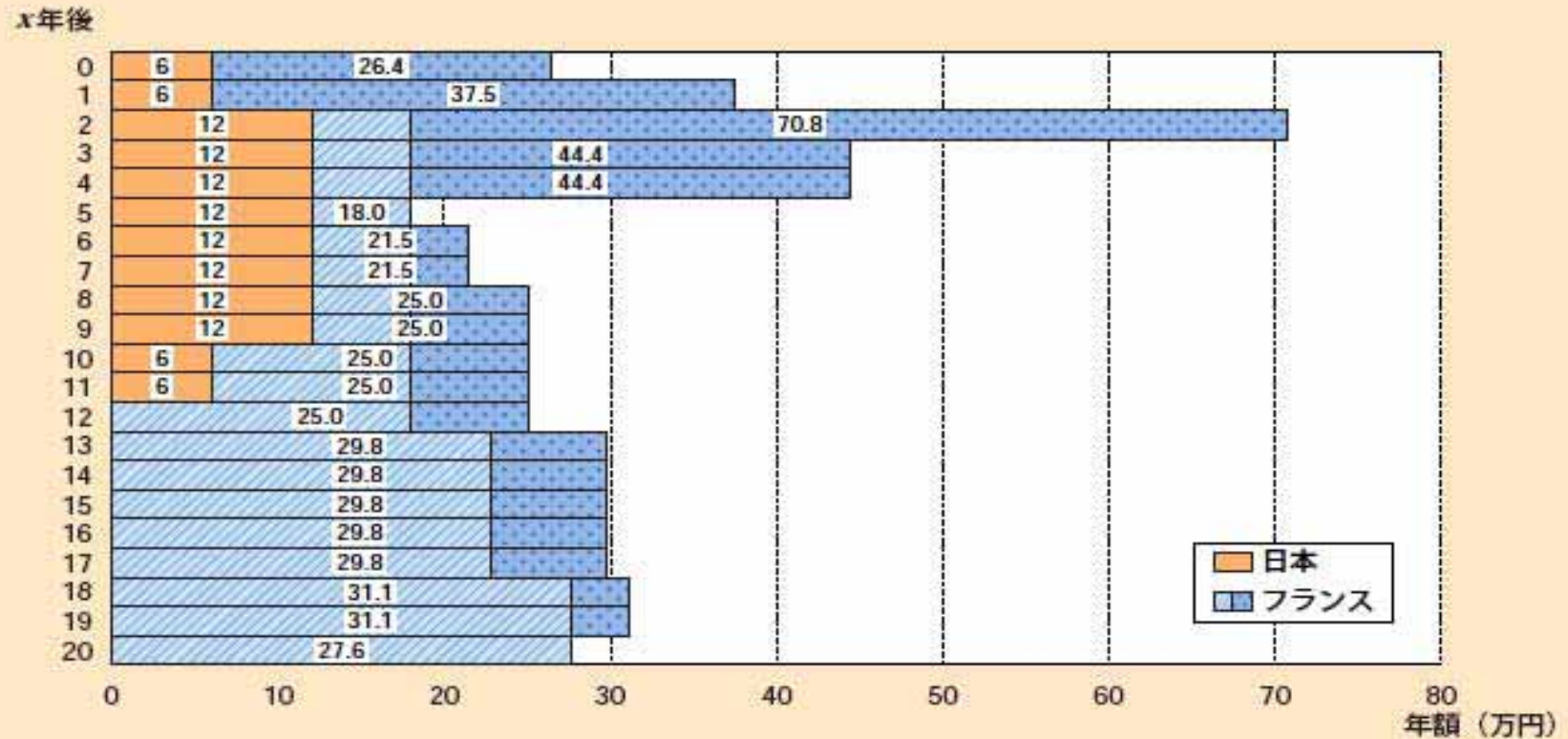
主要国の児童手当、税制による子育て支援の比較

		イギリス	スウェーデン	ドイツ	フランス	アメリカ	日本
児童手当	支給対象	・16歳未満の児童(全日制教育を受けている場合は19歳未満) ・第1子から	・16歳未満の児童(学生は20歳未満) ・第1子から	・18歳未満の児童(失業者は21歳未満、学生は27歳未満) ・第1子から	・20歳未満の児童 ・第2子から	制度なし	・小学校3学年修了までの児童 ・第1子から
	支給月額(2005年)	・第1子 週£17.00(月額換算約1.5万円) ・第2子以降 週£11.40(月額換算約1.0万円)	・第2子まで SEK950(約1.4万円) ・第3子 SEK1,204(約1.8万円)、第4子SEK1,710(約2.6万円)、第5子以降 SEK1,900(約2.9万円)	・第3子まで 154€(約2.1万円) ・第4子以降 179€(約2.4万円)	・第2子 115.07€(約1.6万円)、第3子以降 147.42€(約2.0万円) ・11歳以上の児童には加算(11~15歳32.36€(約0.4万円)、16歳以上57.54€(約0.8万円))		・第2子まで月5,000円 ・第3子以降月10,000円
	所得制限	なし	なし	なし	なし		非被用者596.3万円未満、被用者780万円未満(夫婦、子2人の世帯)
	財源	・全額国庫負担	・全額国庫負担	・全額公費負担(連邦政府74%、州政府及び自治体26%)	・事業主拠出金(拠出金率5.4%)と一般福祉税(CSG、年金や医療保険充当金を合わせ税率7.5%)		・国、地方公共団体及び事業主拠出金(拠出金率0.09%)
税制	とられている措置	・児童税額控除制度 児童手当の支給対象となる子どもを養育する家庭に対し、最大、1家庭当たり£545(10.8万円)及び児童一人当たり£1,690(33.5万円)を税額控除(所得額が増加すると控除額は減少し、£58,000(約1,150万円)を超えると適用がなくなる。)	なし	・児童扶養控除 扶養する児童1人当たり5,808€(約78.4万円)の所得控除(両親がいる場合)。児童手当よりも控除税額が大きくなる場合に適用。	・n分n乗方式により、子どもの多い世帯ほど税負担が軽減(1946年より導入)	・児童税控除 17歳以下の扶養児童1人当たり1,000\$ (10.9万円)の税額控除(夫婦の所得が110,000\$ (約1,200万円)までの世帯、それ以上の場合には控除額が所得に応じて逓減) ・扶養家族課税控除 扶養家族1人当たり3,100\$ (33.8万円)の所得控除	・扶養控除 扶養家族1人当たり38万円(所得税)、33万円(住民税)が所得控除。(16~23歳の扶養家族については25万円控除額が割増し)
	児童手当と税制上の措置との関係、経緯	・1975年に児童手当と児童扶養控除を一元化し、児童手当を第1子から支給(以前は第2子から) ・その後、新たに児童税額控除制度が創設(児童手当制度と併存)	・1948年にそれまでの児童扶養控除を廃止し、児童手当制度を創設(児童手当制度に一本化)	・1995年に児童手当と児童扶養控除の選択制を導入、額も引上げ ・かつて、1975年に児童扶養控除を廃止し、児童手当を第1子から支給(以前は第2子から)したが、1983年に児童扶養控除が復活	・n分n乗方式は、1946年に財政法により導入(家族手当制度と併存)	児童税控除は2002年までは500\$であったが、2003年に1,000\$に引き上げられ、2004年に適用期限が2010年まで延長された。	・児童手当制度と扶養控除制度は併存

(注)換算レートは、1ドル(\$)=109円、1ユーロ(€)=135円、1ポンド(£)=198円、1スウェーデンクローネ(SEK)=15円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:2004.6~11の実勢相場の平均値)

日本とフランスにおける家族給付の比較

(第1子誕生、2年後第2子誕生のケース)



資料：内閣府少子化対策推進室において作成。

注：日本の場合は、児童手当が第1子、第2子とも月5千円なので、児童1人あたり年額6万円。フランスの場合には、乳幼児迎入れ手当や家族手当、新学期手当をたしあげた数値。たとえば、フランスにおける2年後の数値は、乳幼児迎入れ手当として月2.2万円（年額26.4万円）で2人分、それに第2子への家族手当の月1.5万円（年額18万円）を加算したもの。フランスの棒グラフのうち、斜線部分が家族手当。なお、日本の児童手当やフランスの乳幼児迎入れ手当と新学期手当には所得制限あり。

資料：平成17年版少子化社会白書

海外における児童手当以外の特徴的な経済的支援の事例

<p>イタリア</p>	<p>○一時金支給制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2003年から、第2子以降の子を出産した女性に対し、子ども1人あたり1,000ユーロ(約13.4万円)の一時金を支給する制度を時限措置として実施。
<p>オーストラリア</p>	<p>○出産給付(ベビーボーナス)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得水準に関係なく、出産があった全ての家族を対象とし、2006年現在、1回の出産につき、4,000オーストラリアドル(約33.7万円)の出産給付がある。2008年には、5,000オーストラリアドル(約42.2万円)に引き上げる予定。
<p>シンガポール</p>	<p>○出産給付(ベビーボーナス)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得水準に関係なく、3,000シンガポールドル(約20万円)、第3子以降は、6,000シンガポールドル(約40万円)を生後から18ヶ月まで分割で支給。 ・第2子から第4子までを対象にした貯蓄制度があり、親からの貯蓄と同額の補助が政府から支給され(第2子;最高40万円、第3子以降;最高80万円)、専用の口座に積み立てられる。積立金は、保育所や幼稚園の保育料に充てることができる。
<p>イギリス</p>	<p>○チャイルド・トラスト・ファンド(CTF)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2002年9月以降に生まれた子どもを持つ家庭に政府から子ども1人当たり額面250ポンド(約5万円)の証書を送るもので、家族は子ども名義の口座を開設して運用できる。CTF口座で発生する利子や配当は非課税となる。子どもが18歳になればCTF口座の資金を引き出すことができる。